

第73回 定時株主総会 継続会開催ご通知



日時 2024年8月21日（水）午前10時

場所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館大ホール（2階）

- 報告事項**
1. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

セーラー広告株式会社

証券コード：2156

(証券コード 2156)
2024年8月6日
(電子提供措置の開始日 2024年7月30日)

株 主 各 位

高松市扇町二丁目7番20号
セーラー広告株式会社
代表取締役社長 村 上 義 憲

第73回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第73回定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.saylor.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、本継続会は、2024年6月25日開催の第73回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第73回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一になりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第73回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 第73回定時株主総会継続会の開催経緯について

当社は、2024年5月14日付け「2024年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」および2024年5月22日付け「社内調査委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、特定の発注先との取引において事実確認を要する事象が発生し、当該事象の調査とそれに伴う決算手続き、会計監査人による監査手続き等につきまして、日数を要することが見込まれました。

これにより当社は、2024年6月25日開催の第73回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、報告事項「第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件」（併せて以下「本報告事項」といいます。）を株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項とした本継続会を開催させていただくこと、および、本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任いただくことに関しまして、ご来場の株主様にお諮りし、ご承認いただきました。

このたび、一連の決算手続き等が完了したことで、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

# 事業報告

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類へ移行し、社会経済活動の正常化が進んだことから、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、不安定な国際情勢、資源・エネルギー・原材料価格の上昇や円安の進行などにより、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

広告業界におきましては、経済活動正常化に伴う各企業のプロモーション活動の再開から広告需要が高まりを見せる中、経済全般のデジタル化の流れを背景に各企業ともデジタル技術を活用したプロモーション活動への関心が高い状況が続き、2023年の広告業の売上高は前年同水準の5兆6,674億円（特定サービス産業動態統計調査、経済産業省）となりました。

当社グループ商勢圏におきましても、昨年5月以降人流が活発化したことに加え、年後半には円安を背景としたインバウンド需要が徐々に回復したこともあって、広告出稿量につきましては概ね回復基調となりました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、お客さまの経営課題の解決に繋がる戦略を設計し、共に実践するパートナーになることを『マーケティングデザイン』と称し、この基本概念のもと2022年4月に策定した『中期経営方針』に基づき、デジタル領域の拡大と新しい事業領域の開発に取り組んでまいりました。デジタル領域の拡大につきましては、動画広告やSEO・MEO対策などデジタル領域の提案を切り口とした新規開拓に努めるとともに、マーケティング分野へのデータ活用を積極的に提案したことから、インターネット広告の売上は順調な伸びとなりました。新しい事業領域への取り組みといたしましては、昨年7月に事業を譲り受け、同8月から再開した徳島県および香川県の物産販売店舗『徳島・香川トモニ市場～ふるさと物産館～』の運営をとおして地域製品の販路拡大に取り組んでまいりました。同店舗におきましては、購入者数も順調に増え安定した売上を確保することができ、百貨店や大型量販店での展示販売にも挑戦いたしました。当連結会計年度におきましては、外出機会の増加による旅行や催事に関連したプロモーション活動のほか、昨年10月下旬に愛媛県で開催された『第35回全国健康福祉祭えひめ大会～ねんりんピック愛媛のえひめ2023』、JR高松駅周辺の再開発に関するプロモーション活動、地元への就職・転職支援フェアの開催などが当社グループの売上の伸長を牽引いたしました。以上の結果、当社グループの総売上高は7,625百万円（前期比100.8%）となりました。

当社グループにおきましては、利益率向上を意識した営業活動と内制化の推進を徹底いたしました。が、催事関係の利益率が伸び悩んだことと動画コンテンツの制作や配信等に関する外注費の計上があり、収益は2,050百万円（前期比97.3%）、売上総利益は1,570百万円（前期比96.0%）となり、売上総利益率につきましても1.0ポイント低下いたしました。

当連結会計年度におきましては、提案活動の活発化に伴い営業活動費用が増加したほか、徳島・香川トモニ市場の再開に向けた初期費用に加えて、新規事業における販売商品に関するプロモーション費用や営業力・提案力強化を目的とした社内DXの推進費用を計上したことから、販売費及び一般管理費が1,533百万円（前期比104.5%）となり、営業利益は37百万円（前期比22.5%）、経常利益は62百万円（前期比33.4%）となりました。

また、連結子会社の事業用資産に関して減損処理を行い固定資産の減損損失68百万円を特別損失に計上し、さらに、当社グループの繰延税金資産に関して43百万円を取り崩した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は74百万円（前期は136百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

※総売上高は、当社グループの営業活動によって得た販売額の総額であります。『収益認識に関する会計基準』に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社グループの事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

※売上総利益率＝売上総利益／総売上高

【参考】事業別の状況（当連結会計年度）

| 区 分          | 総売上高  |        |        | 営業利益  |        |
|--------------|-------|--------|--------|-------|--------|
|              | (百万円) | 前期比(%) | 構成比(%) | (百万円) | 前期比(%) |
| 広告事業         | 7,532 | 100.0  | 98.7   | 63    | 36.9   |
| テレビ          | 1,255 | 103.9  | 15.6   | —     | —      |
| ラジオ          | 149   | 103.5  | 1.8    |       |        |
| 新聞           | 960   | 97.9   | 11.9   |       |        |
| 雑誌           | 176   | 89.8   | 2.2    |       |        |
| セールスプロモーション  | 1,120 | 101.6  | 13.9   |       |        |
| イベント         | 1,198 | 102.6  | 14.8   |       |        |
| 屋 外          | 243   | 76.1   | 3.0    |       |        |
| インターネット/モバイル | 1,715 | 101.5  | 21.3   |       |        |
| 制作・その他       | 1,143 | 96.8   | 14.2   |       |        |
| セグメント内の内部売上高 | △429  | 92.9   | —      |       |        |
| ヘルスケア事業      | 29    | 93.9   | 0.4    | △3    | —      |
| リテール事業       | 63    | —      | 0.9    | △23   | —      |
| 調整額          | —     | —      | —      | 1     | 31.5   |
| グループ合計       | 7,625 | 100.8  | 100.0  | 37    | 22.5   |

- ※ 1 当社グループの扱うサービスのうち、テレビ・ラジオ・新聞および雑誌を中心とする各種メディアを活用した広告の企画・立案・制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告などの広告に関するあらゆるサービス活動のほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌の発行を「広告事業」として区分しております。また、地域密着型通所介護施設の運営を「ヘルスケア事業」、通販や店舗をととした地域産品の販売事業を「リテール事業」として区分しております。
- ※ 2 調整額はセグメント間取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症によって加速したデジタル化は多くの業界に影響を与え、データ化による生産性向上やデジタル技術の活用によるビジネスモデルの転換に取り組む企業が増え、新しい価値を顧客に提供する動きが活発となってまいりました。

2023年の国内広告業界の売上高は、経済活動正常化に伴う各企業のプロモーション活動の再開による広告需要の高まりから5兆6,674億円（特定サービス産業動態統計調査、経済産業省）となり前年同水準の売上高に留まりましたが、経済全般のデジタル化の流れを背景に各企業ともデジタル技術を活用したプロモーション活動への関心が高い状況が続き、インターネット広告費につきましては、1兆4,861億円（前年比103.4%）の売上高となり（特定サービス産業動態統計調査、経済産業省）、前年に続き好調な伸びを維持しました。

このような中、過去、主流であったマス媒体を中心としたコミュニケーション活動は、デジタル化の進展や働き方改革に伴うワークスタイルの変化によって激変し、各企業はデジタル技術やデジタルツールのほかSNSなどを利用し、コミュニケーション領域を拡大するようになりました。

また、当社グループが事業を営むローカルエリアにおきましては、少子高齢化や労働力不足など解決すべき課題が数多く存在しております。

このようなデジタル化や少子高齢化で社会が大きく変化する時代にあっては、お客さまは経営全般の課題解決策を求めるようになり、お客さまの経営課題全般の解決に役立つ提案をすることが顧客第一の精神となります。また、お客さまは単に良いクリエイティブを提供するだけでは評価しなくなり、新しいサービスを生み出す力を重視するようになると考えられます。

そこで、当社グループにおきましては、「お客さまの経営課題の解決に繋がる戦略を設計し、共に実践するパートナーになること」を今後の当社グループの在り方と定義し、これを『マーケティングデザイン』と称して日々の営業活動の基本概念としております。そして、変化の激しい経営環境を乗り越えていくためには、「デジタル領域の拡大」と「新しい事業領域の開発」に取り組むことが不可欠であると考えております。さらに、私たちの提供するサービスは行政や地域に対しても広がります。地域課題から社会的価値を構想し、実現させていくことも当社グループの活動領域であると捉え、企業理念が示すように、「顧客課題を提案活動によって解決し、地域の皆様とともに豊かな文化を育て、社会をより楽しく、より美しく、より豊かにすること」が当社グループの使命であると考えております。

##### ① デジタル領域への挑戦

2023年の国内広告業界のインターネット広告売上高は1兆4,861億円（前年比3.4%増）となり（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）、当社グループ商勢圏におきましても、各企業におけるマーケティング活動のデジタル領域へのシフトが加速したこともあって、

当社グループのデジタル領域の売上高は引き続き前年を上回る結果となりました。

このような中で、当社グループは、デジタル領域全般の受注拡大をより加速させるため、デジタルマーケティング分野の提案強化やデジタル技術を活かした新規事業の企画提案に取り組むとともに、データと観光・行政を連動させた提案活動などにも取り組んでおります。また、当社におきましては、2023年1月1日付の「DX認定事業者」認定結果に基づき、営業支援システムの導入など社内DXの推進を図ってまいりました。当社グループにおきましては、引き続き、デジタル化によるコミュニケーション活動の変化に対応した提案に努め、お客さまの成長に貢献できる真のパートナーを目指してまいります。

## ② 新規事業への挑戦

当社グループは、地域密着主義で培ったきめ細かな対応と、四国中国エリアに福岡、東京を加えた拠点ネットワーク、70年の実績に基づくノウハウによってお客さまの様々なニーズに応え、時代に即した提案活動によって、より質の高いコミュニケーション効果の創造に努めてまいりました。しかしながら、前述したような広告業界を含めた社会全体の転換期にあつては、急速な変化に対応したマーケティング戦略の立案が求められております。

前述したように、当社グループにおきましては、変化の激しい経営環境を乗り越えていくためには「新しい事業領域の開発」に取り組むことが不可欠であると考え、四国遍路などの地元コンテンツを意識した新しいビジネスにも挑戦しており、今後につきましても、グループ内に蓄積された地域情報のほか、地元密着した広告会社としてのノウハウを最大限に活用し、当社グループ自身が価値を生み出せる新しい事業の創出に取り組んでまいります。

## ③ クリエイティブスタッフの高付加価値化

お客さまが私たち広告会社に期待することにクリエイティブ力があります。素晴らしいクリエイティブワークは後世に残り、新しい顧客の開拓に繋がります。また、マーケティングに基づくものや、イノベーションを目指すクリエイティブもあります。お客さまにとって最適なコミュニケーションサービスを提供するためには、お客さまの課題を発見でき、解決すべき方向性を仮設でき、これらに基づくお客さまの価値を高めるサービスの提供が必要になります。つまり、デザインする力、素晴らしいコピーを生みだせる力、的確にマーケティングできる力などの専門的な能力だけでなく、最終的にはこうした力を兼ね備えた総合力が必要になります。

当社グループにおきましては、「無から有を生み出す」というクリエイティビティの原点に立ち戻り、新しいものを生み出す「創造力」や独自の発想で何かを作り出す「独創力」を兼ね備えた人材を育成すべく、クリエイティブスタッフの高付加価値化に取り組んでおり、海外向けの動画や地域再生・観光振興を題材にしたプロモーションのほか地元企業のブラン

ディングに至るまで、毎年数多くの個性豊かな作品を創出しております。今後におきましても、クリエイティブスタッフの高付加価値化を図り、企業価値向上に繋げてまいります。

#### ④ 課題解決型営業の推進

当社グループは、四国エリア（香川・愛媛・徳島・高知）、中国エリア（岡山・広島）、福岡・東京に拠点を配し、多様化するお客さまの要望にお応えし、質の高いコミュニケーションサービスの提供に努めてまいりました。デジタル化へのシフトが加速している中にあるのは、当社グループ商勢圏におきましても、デジタル技術が非接触・非対面の手段を提供し、デジタル化できることはデジタル化されていく一方で、デジタルには替えられないリアルの価値が再認識されていくと考えております。

当社グループにおきましては、引き続きリアルの価値にデジタル技術を融合したより具体的で高度化した提案活動に取り組み、お客さまの経営課題の解決に繋げてまいります。

#### ⑤ 強みを活かした多面的な取り組みの強化

当社グループにおきましては、2022年4月策定の中期経営方針に基づき「新しい事業領域の開発」に取り組んでおり、四国の選りすぐりの逸品を販売するオンラインショップ「ロコメル（LOCOMERU）」の運営等に努めるほか、徳島県および香川県の物産販売店舗『徳島・香川トモニ市場～ふるさと物産館～』の運営をとおして地域産品の販路拡大に取り組んでおります。こうした取り組みによって、地域産品メーカーの帳合をとれることが強みとなり、百貨店や大型量販店での展示販売に繋がりました。

当社グループにおきましては、県外の物産展や催事へ出展するほか、商品の磨き上げや海外販路開拓の可能性を検討するとともに、オンラインショップのリニューアルを実施し、強みを活かした多面的な取り組みと確実な収益化に取り組んでまいります。

#### ⑥ 人材への投資

当社グループの競争力の源泉は人材であり、当社グループにとって最も重要な経営資源であります。お客さまに満足いただけるコミュニケーションサービスを提供するためには、優秀な人材の確保と育成のほか、専門的な知識を持った人材の獲得も重要な経営課題であります。また、社員の「健康」や「働き方」も企業の業績や存続に関係する重要な経営課題であります。当社グループにおきましては、優秀な人員の確保と育成はもちろんのこと、多様な働き方の尊重や心身の健康に配慮した安全衛生について、引き続き取り組んでまいります。

⑦ 内部統制およびコンプライアンス体制の強化

当連結会計年度におきまして、当社従業員による不適切な取引が発生したことを受け、コンプライアンス委員会の委員長を代表とする社内調査委員会を設置し、当該取引に関して調査を行いました。

調査の結果、当該従業員が特定の取引先 1 者を発注窓口として不適切な外注取引を行い、自らに発注額の一部を還流させていたことが判明いたしました。社内調査委員会からは、コンプライアンスや内部統制に対する社員教育機会の提供やグループ倫理規範の周知のほか、不正行為防止のための統制活動の整備に関する提言を受けており、グループを挙げて、内部統制およびコンプライアンス体制の強化に取り組み、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の概況

(単位：千円)

| 区 分                                      | 第70期<br>2020年4月～<br>2021年3月 | 第71期<br>2021年4月～<br>2022年3月 | 第72期<br>2022年4月～<br>2023年3月 | 第73期<br>2023年4月～<br>2024年3月 |
|------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 総 売 上 高                                  | 6,271,832                   | 6,672,552                   | 7,561,854                   | 7,625,495                   |
| 売 上 高                                    | 6,271,832                   | —                           | —                           | —                           |
| 収 益                                      | —                           | 1,938,793                   | 2,107,165                   | 2,050,986                   |
| 経 常 利 益<br>又は 経 常 損 失 (△)                | △83,308                     | 75,764                      | 187,594                     | 62,700                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | △79,054                     | △25,269                     | 136,123                     | △74,247                     |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又は1株当たり当期純損失 (△)   | △20円92銭                     | △6円68銭                      | 36円03銭                      | △19円55銭                     |
| 総 資 産                                    | 4,186,645                   | 3,970,881                   | 4,217,205                   | 4,086,350                   |
| 純 資 産                                    | 1,804,771                   | 1,748,251                   | 1,873,852                   | 1,930,604                   |

(注) 第71期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産および損益の概況

(単位：千円)

| 区 分                                    | 第70期<br>2020年4月～<br>2021年3月 | 第71期<br>2021年4月～<br>2022年3月 | 第72期<br>2022年4月～<br>2023年3月 | 第73期<br>2023年4月～<br>2024年3月 |
|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 総 売 上 高                                | 4,758,653                   | 5,064,665                   | 5,555,633                   | 5,744,101                   |
| 売 上 高                                  | 4,758,653                   | —                           | —                           | —                           |
| 収 益                                    | —                           | 1,117,635                   | 1,167,509                   | 1,170,501                   |
| 経 常 利 益<br>又は 経 常 損 失 (△)              | △100,346                    | 15,622                      | 82,407                      | 130,501                     |
| 当 期 純 利 益<br>又は 当 期 純 損 失 (△)          | △96,150                     | △67,680                     | 48,702                      | 80,157                      |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) | △25円45銭                     | △17円91銭                     | 12円89銭                      | 21円12銭                      |
| 総 資 産                                  | 3,561,777                   | 3,324,830                   | 3,335,752                   | 3,503,235                   |
| 純 資 産                                  | 1,639,764                   | 1,541,640                   | 1,581,683                   | 1,791,231                   |

(注) 第71期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 名 称             | 所在地              | 資本金<br>(千円) | 当社の出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                                         |
|-----------------|------------------|-------------|----------------|-------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 あ わ わ   | 徳 島 市<br>南 末 広 町 | 30,000      | 100.0          | 雑誌・書籍の出版・販売、広告物の<br>企画・制作                       |
| アド・セイル株式会社      | 高 松 市<br>本 町     | 49,000      | 100.0          | インターネットを利用したマーケ<br>ティング活動の企画、立案                 |
| 株 式 会 社 ゴ ン グ   | 福 岡 市<br>中 央 区   | 37,000      | 100.0          | 広告の企画・制作、マーケティング<br>リサーチ、プロモーションプラン<br>ニング      |
| 南放セーラー広告株式会社    | 高 知 市<br>北 本 町   | 30,000      | 100.0          | 広告の企画・制作、マーケティング<br>リサーチ、プロモーションプラン<br>ニング      |
| 株式会社エイ・アンド・バイ   | 松 山 市<br>鴨 川     | 16,000      | 100.0          | モデル住宅総合展示場の企画・運<br>営、地域密着型通所介護施設の運営             |
| 株 式 会 社 F I S H | 高 松 市<br>丸 亀 町   | 15,000      | 100.0          | マーケティング領域のコンサルテ<br>ィング、事業開発、プロダクト開発、<br>ブランディング |
| 株式会社MD&アソシエイツ   | 高 松 市<br>林 町     | 10,000      | 100.0          | 地域商品の開発・ブランディング、<br>地域産品の販路拡大                   |

- (注) 1. 上記は全て連結子会社であります。  
2. 株式会社エイ・アンド・バイは、2024年3月31日開催の臨時株主総会において解散を決議し、清算会社に移行いたしました。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、四国中国九州エリアおよび東京を主要事業エリアとして、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告など、広告に関するあらゆるサービス活動を行うほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌の発行、ECサイト「LOCOMERU（ロコメル）」の運営、ならびに物産館『徳島・香川トモニ市場～ふるさと物産館～』の運営を行っております。

## (8) 主要な営業所

### ① 当社

| 名 称     | 所 在 地               | 名 称     | 所 在 地           |
|---------|---------------------|---------|-----------------|
| 高 松 本 社 | 高 松 市 扇 町           | 倉 敷 支 社 | 倉 敷 市 白 楽 町     |
| 愛 媛 本 社 | 松 山 市 北 斎 院 町       | 西 讃 支 社 | 丸 亀 市 土 器 町     |
| 岡 山 本 社 | 岡 山 市 北 区 東 古 松 南 町 | 東 予 支 社 | 新 居 浜 市 繁 本 町   |
| 徳 島 支 社 | 徳 島 市 新 南 福 島       | 東 京 支 社 | 東 京 都 港 区 虎 ノ 門 |
| 広 島 支 社 | 広 島 市 中 区 橋 本 町     |         |                 |

### ②重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 172名 | 3名増    |

(注) 従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 97名  | 2名増    | 44.6歳 | 16.7年  |

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

| 借入先      | 借入額       |
|----------|-----------|
| 株式会社香川銀行 | 123,910千円 |

(注) 2024年3月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

## (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、安定した配当を継続して実施することを基本とし、設備投資や販売強化等に関する資金需要の状況、業績の動向、ならびに内部留保の充実等を総合的に検討したうえで配当額を決定しております。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、新しい事業への取り組みの一環として、2010年に開設された「徳島・香川トモ二市場～ふるさと物産館～」(東京都千代田区有楽町2-10-1)について、その事業の運営を当社および当社100%子会社の株式会社MD&アソシエイツが前運営事業者から引継ぎ、2023年8月1日より営業を再開いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,078,000 株（うち自己株式 1,900,328株）
- (3) 株主数 1,201 名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名          | 持 株 数     | 持株比率  |
|----------------|-----------|-------|
| セーラー広告取引先持株会   | 580,200 株 | 13.9% |
| セーラーグループ社員持株会  | 426,700 株 | 10.2% |
| 株式会社香川銀行       | 180,000 株 | 4.3%  |
| 株式会社読宣 W E S T | 160,000 株 | 3.8%  |
| 村上 義 憲         | 158,600 株 | 3.8%  |
| 工 藤 信 仁        | 142,000 株 | 3.4%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 100,000 株 | 2.4%  |
| 株式会社百十四銀行      | 99,500 株  | 2.4%  |
| 株式会社 中 広       | 99,500 株  | 2.4%  |
| 株式会社日鋼サッシュュ製作所 | 95,200 株  | 2.3%  |

(注) 当社は、自己株式1,900,328株を保有しておりますが、大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員の状況（2024年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況             |
|---------------|-----------|---------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 村 上 義 憲   |                           |
| 取 締 役 C I O   | 間 敬 三     | デジタルデザイン局・企画制作局担当         |
| 常 務 取 締 役     | 萱 原 一 則   | コ ー ポ レ ー ト デ ザ イ ン 局 担 当 |
| 取 締 役         | 森 川 稔     | 第 一 営 業 局 担 当             |
| 取 締 役         | 高 藤 聖 二   | 第 二 営 業 局 担 当             |
| 取 締 役         | 香 川 裕 史   | 第 三 営 業 局 長               |
| 取締役（常勤監査等委員）  | 原 渕 定 夫   |                           |
| 取締役（監査等委員）    | 田 辺 真 由 美 | 武 田 真 由 美 公 認 会 計 士 事 務 所 |
| 取締役（監査等委員）    | 福 川 盛 二   |                           |

- (注) 1. 田辺真由美（通称名：武田真由美）および福川盛二の両名は、社外取締役であります。なお、両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
2. 監査等委員田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 当社では、監査等の環境整備や重要な社内会議への出席による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携、内部統制システムの日常的なモニタリングを可能とするため、原渕定夫を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2023年6月23日開催の第72回当社定時株主総会において、香川裕史が取締役に選任されております。なお、香川裕史は、2024年4月1日付で取締役副社長に就任いたしました。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約に加入しておりません。

### (2) 会社役員に対する報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬等に関する事項につきましては、以下の方針に基づき定時株主総会終了後の取締役会において、個人別の報酬等の額の決定とあわせて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、固定報酬と賞与で構成しております。固定報酬は、経営環境、同業他社の状況、当社の業績等を考慮した報酬水準とし、役割責任に応じた報酬として支給しております。賞与につきましては、株主との価値共有を図るため事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。なお、当社におきましては、過年度の業績推移およびその内容、ならびに、特別損益による業績への影響を総合

的に判断して当社業績を評価し、過年度を含めた連結の親会社株主に帰属する当期純利益金額の獲得状況から役員賞与の支給有無を決定しておりますので、具体的な目標値は定めておりません。

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役に対しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから、賞与は支給せず、固定報酬のみといたしております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額につきましては、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額につきましては、賞与を含み、年額1億5,000万円以内とする旨を決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、年額2,000万円以内とする旨を同株主総会において決議いただいております。当該決議に係る支給対象の監査等委員である取締役は3名であります。

## ③ 取締役の報酬等の額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 91,391<br>(一)     | 91,391<br>(一)     | —<br>(一)    | —<br>(一)   | 6<br>(一)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 10,060<br>(3,600) | 10,060<br>(3,600) | —<br>(一)    | —<br>(一)   | 3<br>(2)              |

## ④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度におきましては、第72回定時株主総会後に開催された取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容、ならびに、固定報酬額について全取締役個々の配分を決定いたしました。また、取締役の個人別の報酬等の内容ならびに報酬等の額の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会が原案について内規および決定方針との整合性を含め総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における賞与引当額はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 取締役（監査等委員）

- ( i )重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
- ( ii )主要取引先等特定関係事業者との親族関係  
該当事項はありません。
- ( iii )当事業年度における主な活動状況

社外取締役である監査等委員田辺真由美は、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち12回に出席し、会計処理などを中心に適宜質問し、公認会計士としての立場から意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外取締役である監査等委員福川盛二は、当事業年度開催の監査等委員会12回のうち12回に出席し、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

上記監査等委員両名は取締役会にも出席しており、田辺真由美は当事業年度開催の取締役会16回のうち社外取締役である監査等委員の出席を予定しておりました取締役会は14回ございましたが、このうち14回に出席し、公認会計士としての知見に基づいて質問、助言を行いました。また、福川盛二は当事業年度開催の取締役会16回のうち社外取締役である監査等委員の出席を予定しておりました取締役会は14回ございましたが、このうち14回に出席し、金融機関における長年の経験をとおして培った知識・見地から議案審議に必要な発言を適宜行いました。

- ( iv )責任限定契約の内容

当社は、田辺真由美（通称名：武田真由美）および福川盛二の両名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額                  | 21,500 千円 |
| ②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,500 千円 |

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り算定根拠などを確認し、検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらを合計して記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的事項とすることを求めます。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

#### 内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
  - (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
  - (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
  - (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
  - (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
  - (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
  - (7) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
  - (8) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
  - (2) 第1項に係る事務は総務局が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。
  - (3) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- (2) グループ内リスク管理体制強化のため、総務局内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (3) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務局長を責任者として管理の事務局は総務局が行う。
- (4) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要ある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。
- (5) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- (6) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および子会社代表取締役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は月1回開催する。
- (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。
- (3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは総務局からの助言を得る。
- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (3) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務局が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。

- (4) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務局が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (2) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
- (3) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。
- (4) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができる。ただし、補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。
8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 当該補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。
9. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制
- 監査等委員である取締役は、監査等委員会規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。
- また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査等委員へ報告する。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査等委員会規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査等委員会と緊密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (2) 内部統制担当者は、監査等委員会と緊密な連携を保つとともに、監査等委員からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3) 監査等委員会監査事務に不都合がある場合は総務局においてこれを補助する。
- (4) 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 監査等委員会は、その職務の遂行に関し、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を活用することができ、会社の定める手続きに従い請求することによって、その費用を会社負担とすることができる。

## 11. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- (6) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

## (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

### 1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役6名、および、監査等委員である取締役3名で構成し、原則毎月1回開催しており、法令で定められた事項のほか経営に関する重要事項の報告および意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

また、上記とは別に経営会議を開催しており、取締役6名のほか、常勤監査等委員1名、執行役員、各子会社社長が出席し、四半期に1回開催しております。経営会議では、予算管理と業務執行状況を中心とした報告のほか、取締役会決議事項の事前確認を行い、当社グループの業況の把握と情報の共有化に努めております。

### 2. 監査等委員の職務執行

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は現在3名で、うち1名が常勤の監査等委員で、残り2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役の条件を満たす者であります。監査等委員は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査等委員会において全監査等委員出席のもと重要事項の協議等を行っております。

社外取締役である監査等委員田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であり、社外取締役である監査等委員福川盛二は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけではなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。また、社外取締役2名は、取締役会にも出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査等委員による監査情報を聴

取ることによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。

### 3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、常務取締役萱原一則が委員長を務め、取締役CIO間敬三、取締役森川稔、取締役高藤聖二、取締役香川裕史、常勤監査等委員原測定夫のほか執行役員が出席し、原則毎月1回開催しており、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議を行っています。

また、専任者2名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査等委員および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

### (3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。」ことを基本方針としております。

また、当社倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、全社を挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

##### ① 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しております。

##### ② 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等により疑念が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

##### ③ 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

##### ④ 研修活動の実施状況

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部                   |           |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
| 流 動 資 産           | 2,057,807 | 流 動 負 債                   | 1,566,262 |
| 現 金 及 び 預 金       | 620,421   | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 1,124,014 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 1,328,528 | 短 期 借 入 金                 | 76,000    |
| 商 品               | 8,383     | 一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 60,576    |
| 仕 掛 品             | 27,637    | 未 払 法 人 税 等               | 3,535     |
| 貯 蔵 品             | 2,840     | 賞 与 引 当 金                 | 59,800    |
| 未 収 還 付 法 人 税 等   | 6,964     | そ の 他                     | 242,335   |
| そ の 他             | 65,835    | 固 定 負 債                   | 589,483   |
| 貸 倒 引 当 金         | △2,802    | 社 債                       | 100,000   |
| 固 定 資 産           | 2,028,542 | 長 期 借 入 金                 | 235,283   |
| 有 形 固 定 資 産       | 867,588   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 168,142   |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 225,693   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 8,087     |
| 土 地               | 610,040   | そ の 他                     | 77,970    |
| そ の 他             | 31,854    | 負 債 合 計                   | 2,155,745 |
| 無 形 固 定 資 産       | 32,016    | 純 資 産 の 部                 |           |
| そ の 他             | 32,016    | 株 主 資 本                   | 1,888,292 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,128,937 | 資 本 金                     | 294,868   |
| 投 資 有 価 証 券       | 235,208   | 資 本 剰 余 金                 | 263,832   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 55,610    | 利 益 剰 余 金                 | 1,589,795 |
| 投 資 不 動 産         | 630,856   | 自 己 株 式                   | △260,204  |
| そ の 他             | 211,300   | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 42,312    |
| 貸 倒 引 当 金         | △4,038    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 46,680    |
|                   |           | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | △4,368    |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 1,930,604 |
| 資 産 合 計           | 4,086,350 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 4,086,350 |

連結損益計算書

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |                        |
|-----------------------|--------|------------------------|
| 総 売 上 高 (参 考)         |        | 7,625,495              |
| 収 売 上 原 益 価 値 総 利 益   |        | 2,050,986<br>480,063   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,570,922<br>1,533,015 |
| 営 業 外 収 益             |        | 37,907                 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 4,727  |                        |
| 投 資 不 動 産 賃 貸 料       | 44,114 |                        |
| 助 成 金 収 入             | 1,951  |                        |
| そ の 他                 | 6,013  | 56,806                 |
| 営 業 外 費 用             |        |                        |
| 支 払 利 息               | 3,768  |                        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用         | 27,770 |                        |
| そ の 他                 | 475    | 32,014                 |
| 経 常 利 益               |        | 62,700                 |
| 特 別 利 益               |        |                        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 403    |                        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 909    | 1,313                  |
| 特 別 損 失               |        |                        |
| 減 損 損 失               | 68,331 |                        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 653    | 68,985                 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 |        | 4,971                  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 29,568 |                        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 39,706 | 69,275                 |
| 当 期 純 損 失             |        | 74,247                 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |        | —                      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失       |        | 74,247                 |

(参考) 総売上高は、当社グループの営業活動によって得た販売額の総額であります。『収益認識に関する会計基準』に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社グループの事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|----------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高                        | 294,868 | 198,600   | 1,682,930 | △314,972 | 1,861,427 |
| 当 期 変 動 額                        |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                      |         |           | △18,888   |          | △18,888   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 損 失 |         |           | △74,247   |          | △74,247   |
| 自 己 株 式 の 処 分                    |         | 65,232    |           | 54,768   | 120,000   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額)     |         |           |           |          |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                    | —       | 65,232    | △93,135   | 54,768   | 26,864    |
| 当 期 末 残 高                        | 294,868 | 263,832   | 1,589,795 | △260,204 | 1,888,292 |

(単位：千円)

|                                  | その他の包括利益累計額                |                            |                          | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------|
|                                  | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 |           |
| 当 期 首 残 高                        | 16,494                     | △4,069                     | 12,424                   | 1,873,852 |
| 当 期 変 動 額                        |                            |                            |                          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                      |                            |                            |                          | △18,888   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 損 失 |                            |                            |                          | △74,247   |
| 自 己 株 式 の 処 分                    |                            |                            |                          | 120,000   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額)     | 30,186                     | △298                       | 29,887                   | 29,887    |
| 当 期 変 動 額 合 計                    | 30,186                     | △298                       | 29,887                   | 56,751    |
| 当 期 末 残 高                        | 46,680                     | △4,368                     | 42,312                   | 1,930,604 |

## 連結注記表

### 〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数      7社

連結子会社の名称    株式会社あわわ

アド・セイル株式会社

株式会社ゴング

南放セーラー広告株式会社

株式会社エイ・アンド・ブイ

株式会社F I S H

株式会社MD & アソシエイツ

#### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数      一社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ひょうたん島不動産合同会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

商品                   ：総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品および：主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
貯蔵品

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 8～50年 |
| 工具器具備品  | 2～20年 |

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、顧客に対して広告事業、ヘルスケア事業及びリテール事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しています。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ヘルスケア事業においては、入浴をメインとした小規模の地域密着型通所介護サービスの提供を行っております。ヘルスケア事業に関しては、サービスの完了または役務提供の終了時において履行義務が充足されることから、当該履行義務の完了をもって収益を認識しております。その取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

リテール事業においては、ECサイト「ROCOMERU」の運営ならびに物産館「徳島・香川トモニ市場」の運営を行っております。ECサイト「ROCOMERU」は、通信販売であり、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。また、物産館「徳島・香川トモニ市場」は店舗販売であり、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。これらの取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 〔収益認識に関する注記〕

### 1. 収益の分解情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |         |        |           |
|---------------|-----------|---------|--------|-----------|
|               | 広告事業      | ヘルスケア事業 | リテール事業 | 合計        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,958,386 | 29,532  | 63,067 | 2,050,986 |
| 外部顧客への収益      | 1,958,386 | 29,532  | 63,067 | 2,050,986 |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

4.重要な会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

|                            | 2023年4月1日 | 2024年3月31日 |
|----------------------------|-----------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権<br>受取手形及び売掛金 | 1,297,048 | 1,328,528  |
| 契約負債<br>前受金                | 66,245    | 52,082     |

(注) 1 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれております。当該金額には代理人取引として第三者のために回収した金額も含めております。

(注) 2 契約負債は、顧客との契約に基づき、注文時など履行義務の充足前に受領した前受金等であります。個々の契約に基づく履行義務が充足された時点で契約負債の認識が中止され、それと同時に収益が認識されます。契約の成立（注文等）から義務の履行まで通常1年を超過することはないため、重要な金融要素は含んでおりません。契約負債の期首残高のうち当連結会計年度に認識した収益の金額は、66,245千円（代理人取引控除前金額）であります。また、残存履行義務の予想契約期間は1年以内であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 71,574千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しています。

②主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積っており、事業計画に含まれる総売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 減損損失   | 68,331  |
| 有形固定資産 | 867,588 |
| 無形固定資産 | 32,016  |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、翌連結会計年度予算、及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。資金生成単位は、各本支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各本支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合、及び固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された各本支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該本支社の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。当連結会計年度においては、株式会社あわわの有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額68,331千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各本支社の営業損益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、各本支社の営業継続期間の予測を20年としております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

## 〔連結貸借対照表に関する注記〕

### 1. 担保資産および担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

|         |              |
|---------|--------------|
| 現金及び預金  | 54,813 千円    |
| 建物及び構築物 | 185,170 千円   |
| 土地      | 514,394 千円   |
| 投資有価証券  | 41,800 千円    |
| 投資不動産   | 463,779 千円   |
| 計       | 1,259,957 千円 |

#### (2) 担保付債務

|             |            |
|-------------|------------|
| 支払手形及び買掛金   | 216,123 千円 |
| 短期借入金       | 50,000 千円  |
| 長期借入金       | 245,859 千円 |
| (一年以内返済分含む) |            |
| 社債に係る銀行保証   | 100,000 千円 |
| 計           | 611,982 千円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

765,079 千円

### 3. 投資不動産の減価償却累計額

251,558 千円

### 4. 受取手形割引高

5,833 千円

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 6,078,000 株      | — 株              | — 株              | 6,078,000 株     |

### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式  | 2,300,328 株      | — 株              | 400,000 株        | 1,900,328 株     |

#### (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式としての自己株式の処分 400,000株

### 3. 配当に関する事項

#### ①配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2023年5月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 18,888         | 5.00            | 2023年3月31日 | 2023年6月8日 |

#### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|------------|
| 2024年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 25,066         | 利益剰余金 | 6.00            | 2024年3月31日 | 2024年6月10日 |

### 〔金融商品に関する注記〕

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、毎月の資金繰り計画に基づき、経常的運転資金については短期的な銀行借入により、設備投資や企業買収資金などの経営戦略的事業資金については長期的な銀行借入によって資金調達することを基本とし、社債の発行を含め、安定的な事業資金の調達に努めております。

また、余剰資金については、元本返還の確実性を考慮した金融資産による運用を含め、資金有効活用を図っており、有価証券につきましては、営業推進上必要と認めた場合のみ、これを購入しております。

なお、当社グループにおきましては、デリバティブ取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

金融資産のうち、受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、主に政策投資を目的とした株式である投資有価証券は、市場価格および企業業績の変動リスクに晒されております。

金融負債のうち、支払手形は原則3ヶ月以内、買掛金は2ヶ月以内を支払期日としており、短期借入金をこれらの支払に充当する場合、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、前述に記載の資金調達を目的とした長期借入金および社債は、償還日は決算日後、最長で11年であり、すべて固定金利であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ・顧客の信用リスクの管理

当社グループは、営業管理規程において各営業部門長を売掛債権管理責任者と定め、広告主の財務状況、その他必要事項を常に把握させ、管理帳票により売掛債権の回収に関し日常的に留意するよう指導するとともに、毎月滞り個別債権回収のための活動および回収状況を経営会議に報告させております。

###### ・市場価格および企業業績の変動リスクの管理

当社グループ保有の投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務情報を得、発行企業との取引関係等を勘案したうえで保有状況の見直しに努めております。

・資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、各拠点からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰り計画を作成し、手持資金の流動性を勘案のうえ、流動性リスクを管理しております。

・金利の変動リスク

当社は、長短借入金残高に基づいた銀行との取引状況を毎月取締役会に報告させ、銀行借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等については、次表に含めておりません。

(単位：千円)

|                | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|----------------|----------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券     |                |         |        |
| ①満期保有目的の債券     | 20,000         | 20,010  | 10     |
| ②その他有価証券       | 203,494        | 203,494 | —      |
| 資 産 計          | 223,494        | 223,504 | 10     |
| (2) 社債         | 100,000        | 99,636  | △363   |
| (3) 長期借入金 (※3) | 295,859        | 293,631 | △2,227 |
| 負 債 計          | 395,859        | 393,267 | △2,591 |

※1 「現金及び預金」については現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1. 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

①満期保有目的の債券 (2024年3月31日)

(単位：千円)

|                           | 種類         | 連結貸借対照表<br>計上額 | 取得価額   | 差額 |
|---------------------------|------------|----------------|--------|----|
| 連結貸借対照表計上額が取得<br>価額を超えるもの | 国債<br>地方債等 | 20,000         | 20,010 | 10 |
| 合計                        |            | 20,000         | 20,010 | 10 |

②その他有価証券（2024年3月31日）

(単位：千円)

|                            | 種類 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 取得価額    | 差額     |
|----------------------------|----|----------------|---------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得<br>価額を超えるもの  | 株式 | 178,590        | 125,795 | 52,794 |
| 連結貸借対照表計上額が取得<br>価額を超えないもの | 株式 | 24,904         | 26,857  | △1,953 |
| 合計                         |    | 203,494        | 152,653 | 50,840 |

③当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

| 区分 | 売却額   | 売却益の合計 | 売却損の合計 |
|----|-------|--------|--------|
| 株式 | 2,576 | 909    | —      |
| 合計 | 2,576 | 909    | —      |

④減損処理を行った有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

注2．市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 11,713     |

注3．金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|           | 1年内       | 1年超<br>5年内 | 5年超<br>10年内 | 10年超 |
|-----------|-----------|------------|-------------|------|
| 現金及び預金    | 616,019   | —          | —           | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 1,328,528 | —          | —           | —    |
| 投資有価証券    |           |            |             |      |
| 満期保有目的の債券 |           |            |             |      |
| 地方債       | —         | 20,000     | —           | —    |
| 合計        | 1,944,547 | 20,000     | —           | —    |

注4．短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年内     | 1年超<br>2年内 | 2年超<br>3年内 | 3年超<br>4年内 | 4年超<br>5年内 | 5年超    |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 短期借入金 | 76,000  | —          | —          | —          | —          | —      |
| 社債    | —       | 100,000    | —          | —          | —          | —      |
| 長期借入金 | 60,576  | 138,076    | 35,597     | 19,330     | 8,040      | 34,240 |
| 合計    | 136,576 | 238,076    | 35,597     | 19,330     | 8,040      | 34,240 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

| 区分      | 時価      |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 | 203,494 | —    | —    | 203,494 |
| 合計      | 203,494 | —    | —    | 203,494 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

| 区分                 | 時価   |         |      |         |
|--------------------|------|---------|------|---------|
|                    | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券             |      |         |      |         |
| 満期保有目的の債券          | —    | 20,010  | —    | 20,010  |
| 地方債                |      |         |      |         |
| 資産計                | —    | 20,010  | —    | 20,010  |
| 社債                 | —    | 99,636  | —    | 99,636  |
| 長期借入金              |      |         |      |         |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) | —    | 293,631 | —    | 293,631 |
| 負債計                | —    | 393,267 | —    | 393,267 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

満期保有目的の債券については取引金融機関から提示された時価情報によっております。当社が保有している債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております

#### 社債

社債の時価については、元利金の合計を新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 〔賃貸等不動産に関する注記〕

#### 賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

##### 賃貸等不動産の概要

当社グループは、香川県その他の地域において、賃貸用の店舗・マンション（土地を含む）を所有しております。2024年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は16,344千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 連結決算日における時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 643,616     | △12,760    | 630,856    | 500,341     |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は不動産取得(1,140千円)、減少は減価償却(13,900千円)であります。
3. 期末の時価は重要性のあるものについては「不動産鑑定評価基準」に基づいており、その他は指標などを用いて自社で算定した金額であります。

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 462円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 19円55銭  |

## 【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、株式会社メディア・エーシー（所在地：高知県高知市、代表取締役 小嶋直人）の株式を全株取得することについて、協議を開始しております。

### 1. 株式取得の理由

当社は、中国四国エリアを中心に広告事業を展開し、地域に密着したきめ細かな提案活動によって、多様化するお客様の要望に対し、質の高いコミュニケーション効果の創造を提供してまいりました。その中で、高知エリアにつきましては、さらなるシェア拡大のためには、新たな顧客と優秀な人材の確保が課題であると認識してまいりました。一方、株式会社メディア・エーシーは、広告業を営む会社として1996年4月に設立し、以降、マス媒体のほか販促ツールデザインやホームページ制作などWebマーケティングなどを手掛け、安定した業績を確保してまいりましたが、さらなる成長を図るためには、営業力や企画提案力の強化が不可欠であると認識してまいりました。このような状況のもと、両社は、当社が株式会社メディア・エーシーの株式を全株取得することが、両社の課題解決にとって最善の方法であり、営業力と提案力の強化を図ることがグループ全体の企業価値向上に繋がるものと考え、協議を開始することといたしました。

### 2. 対象企業の概要

|            |                                                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①名称        | 株式会社メディア・エーシー                                                                                |
| ②所在地       | 高知県高知市杉井流8番1号                                                                                |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 小嶋 直人                                                                                |
| ④事業内容      | 販売促進計画の企画立案、VI／CI計画・デザイン制作 各種広告素材・各種販促物の企画制作 屋内外サインの計画・施工、ホームページの制作 Web マーケティング支援、イベントの企画・運営 |
| ⑤資本金       | 1,000万円                                                                                      |

## 【その他の注記】

(追加情報)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)

当社は、2023年12月21日開催の取締役会において決議いたしました譲渡制限付株式としての自己株式の処分について、2024年3月15日に払込手続きが完了いたしました。

### 1. 処分の概要

|     |                    |                      |
|-----|--------------------|----------------------|
| (1) | 処分する株式の種類及び数       | 当社普通株式 400,000株      |
| (2) | 処分価額               | 1株につき 300円           |
| (3) | 処分総額               | 120,000,000円         |
| (4) | 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の従業員 100名 400,000株 |
| (5) | 払込期日               | 2024年3月15日           |

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年12月21日開催の取締役会において、当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することを決議いたしました。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### （本制度の概要等）

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日（2023年12月21日）の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定しております。

また、本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象従業員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本自己株式処分に当たっては、割当先である対象従業員 100 名に対して金銭債権合計 120,000,000 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式400,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を7年3か月としております。なお、本制度は、各対象従業員に対して現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本自己株式処分により、当社の従業員の賃金が減額されることはありません。本自己株式処分において、当社と対象従業員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

## 3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2024 年3月15日～2031年6月15日

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

### ①譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の取締役又は使用人のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（対象従業員の自己都合によるものはこれに含まれない。）により退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。）した場合には、当該退任又は退職の直後の時点又は2024年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

## ②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を88で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

### (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める退任又は退職した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は当該時点において保有する本割当株式の全部を無償で取得する。

### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当然に無償で取得する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が2024年7月1日の到来時点までである場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象従業員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先である対象従業員に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年12月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である300円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
| 流動資産      | 1,262,272 | 流動負債          | 1,177,379 |
| 現金及び預金    | 254,329   | 支払手形          | 234,592   |
| 受取掛手金     | 13,406    | 買掛金           | 613,120   |
| 売掛金       | 856,910   | 短期借入金         | 70,000    |
| 仕掛品       | 3,110     | 一年内返済予定の長期借入金 | 60,576    |
| 貯蔵品       | 26,275    | 未払金           | 27,057    |
| 前払費用      | 275       | 未払消費税         | 36,766    |
| 前払費用      | 22,499    | 未払消費税         | 19,899    |
| 未収戻付法人税   | 24,203    | 前受引当金         | 27,113    |
| 未収戻付法人税   | 5,884     | 賞与引当金         | 50,000    |
| その他当金     | 55,428    | その他負債         | 38,252    |
| 固定資産      | △50       | 固定負債          | 534,624   |
| 有形固定資産    | 2,240,963 | 社長期借入金        | 100,000   |
| 建物        | 815,184   | 退職給付引当金       | 235,283   |
| 構築物       | 209,634   | 長期預り金         | 122,440   |
| 工具、器具及び備品 | 1,078     | その他           | 31,265    |
| 土地        | 17,361    |               | 45,635    |
| リース資産     | 575,980   | 負債合計          | 1,712,003 |
| 無形固定資産    | 11,130    | 純資産の部         |           |
| 商標        | 27,739    | 株主資本          | 1,746,020 |
| ソフトウェア    | 395       | 資本金           | 294,868   |
| 電話加入権     | 18,037    | 資本剰余金         | 263,832   |
| 投資その他の資産  | 9,306     | 資本準備金         | 194,868   |
| 投資有価証券    | 1,398,038 | その他資本剰余金      | 68,964    |
| 関係会社株     | 214,493   | 利益剰余金         | 1,447,523 |
| 関係会社長期貸付金 | 318,262   | 利益準備金         | 34,500    |
| 破産更生債権    | 20,000    | その他利益剰余金      | 1,413,023 |
| 繰延税金資産    | 2,318     | 土地圧縮積立金       | 25,754    |
| 投資不動産     | 47,206    | 別途積立金         | 1,238,500 |
| 保険積立金     | 631,657   | 繰越利益剰余金       | 148,769   |
| その他当金     | 17,056    | 自己株式          | △260,204  |
| 流動負債      | 160,046   | 評価・換算差額等      | 45,210    |
|           | △13,003   | その他有価証券評価差額金  | 45,210    |
| 資産合計      | 3,503,235 | 純資産合計         | 1,791,231 |
|           |           | 負債・純資産合計      | 3,503,235 |

損 益 計 算 書

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 総 売 上 高 ( 参 考 )       |         | 5,744,101 |
| 収 益                   |         | 1,170,501 |
| 売 上 原 価               |         |           |
| 商 品 原 価               | 2,396   |           |
| 制 作 費                 | 171,395 | 173,791   |
| 売 上 総 利 益             |         | 996,710   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 972,675   |
| 営 業 利 益               |         | 24,034    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 78,009  |           |
| 投 資 不 動 産 賃 貸 料       | 57,254  |           |
| そ の 他                 | 3,464   | 138,728   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 3,783   |           |
| 不 動 産 賃 貸 費 用         | 28,052  |           |
| そ の 他                 | 425     | 32,261    |
| 経 常 利 益               |         | 130,501   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 909     | 909       |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 653     |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 14,999  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 8,965   | 24,618    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 106,792   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 13,296  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 13,337  | 26,634    |
| 当 期 純 利 益             |         | 80,157    |

(参考) 総売上高は、当社の営業活動によって得た販売額の総額であります。『収益認識に関する会計基準』に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社の事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

株主資本等変動計算書

〔2023年4月1日から  
2024年3月31日まで〕

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |          |         |
|------------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                              |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高                    | 294,868 | 194,868   | 3,732    | 198,600 |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |          |         |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           |          |         |
| 当 期 純 利 益                    |         |           |          |         |
| 自 己 株 式 の 処 分                |         |           | 65,232   | 65,232  |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |         |           |          |         |
| 当 期 変 動 額 合 計                | —       | —         | 65,232   | 65,232  |
| 当 期 末 残 高                    | 294,868 | 194,868   | 68,964   | 263,832 |

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |                 |           |         |           |
|------------------------------|-----------|-----------------|-----------|---------|-----------|
|                              | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金       |           |         | 利益剰余金合計   |
|                              |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |         |           |
|                              |           | 土地圧縮積立金         | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金 |           |
| 当 期 首 残 高                    | 34,500    | 25,754          | 1,238,500 | 87,500  | 1,386,254 |
| 当 期 変 動 額                    |           |                 |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |                 |           | △18,888 | △18,888   |
| 当 期 純 利 益                    |           |                 |           | 80,157  | 80,157    |
| 自 己 株 式 の 処 分                |           |                 |           |         |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |           |                 |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                | —         | —               | —         | 61,269  | 61,269    |
| 当 期 末 残 高                    | 34,500    | 25,754          | 1,238,500 | 148,769 | 1,447,523 |

(単位：千円)

|                              | 株主資本     |                | 評価・換算差額等                      |                | 純資産合計     |
|------------------------------|----------|----------------|-------------------------------|----------------|-----------|
|                              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                    | △314,972 | 1,564,751      | 16,931                        | 16,931         | 1,581,683 |
| 当 期 変 動 額                    |          |                |                               |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |          | △18,888        |                               |                | △18,888   |
| 当 期 純 利 益                    |          | 80,157         |                               |                | 80,157    |
| 自 己 株 式 の 処 分                | 54,768   | 120,000        |                               |                | 120,000   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |          |                | 28,279                        | 28,279         | 28,279    |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 54,768   | 181,269        | 28,279                        | 28,279         | 209,548   |
| 当 期 末 残 高                    | △260,204 | 1,746,020      | 45,210                        | 45,210         | 1,791,231 |

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等： 移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～40年

工具、器具及び備品 5～20年

##### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

- ③退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

## 5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の５ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ１：顧客との契約を識別する
- ステップ２：契約における履行義務を識別する
- ステップ３：取引価格を算定する
- ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、顧客に対して広告事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しています。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

（退職給付に係る会計処理の方法）

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 62,476千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

#### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 減損損失   | —       |
| 有形固定資産 | 815,184 |
| 無形固定資産 | 27,739  |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

#### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

## 〔貸借対照表に関する注記〕

### 1. 担保資産

担保に供している資産

|           |              |
|-----------|--------------|
| 現金及び預金    | 51,800 千円    |
| 建物        | 184,092 千円   |
| 構築物       | 1,078 千円     |
| 土地        | 514,394 千円   |
| 投資有価証券(※) | 41,800 千円    |
| 投資不動産     | 463,779 千円   |
| 計         | 1,256,943 千円 |

担保付債務

|             |            |
|-------------|------------|
| 支払手形        | 15,380 千円  |
| 買掛金         | 132,240 千円 |
| 短期借入金       | 50,000 千円  |
| 長期借入金       | 245,859 千円 |
| (一年以内返済分含む) |            |
| 社債に係る銀行保証   | 100,000 千円 |
| 計           | 543,479 千円 |

※投資有価証券は、当社の子会社である南放セーラー広告株式会社の取引先からの債務（49,515千円）に対して担保に供しております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

698,784 千円

### 3. 投資不動産の減価償却累計額

253,584 千円

### 4. 受取手形割引高

5,833 千円

### 5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 54,385 千円 |
| 短期金銭債務 | 47,731 千円 |

### 6. 保証債務

下記の子会社の取引先からの債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 南放セーラー広告株式会社 | 51,319 千円 |
| 株式会社FISH     | 3,000 千円  |

**〔損益計算書に関する注記〕**

関係会社との取引高

営業取引

420,881 千円

営業取引以外の取引

13,961 千円

**〔株主資本等変動計算書に関する注記〕**

2024年3月31日現在の自己株式数

普 通 株 式

1,900,328 株

**〔税効果会計に関する注記〕**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金

3,688 千円

貸倒引当金

4,186 千円

賞与引当金

15,230 千円

退職給付引当金

37,295 千円

減損損失

41,960 千円

投資有価証券評価損

19,917 千円

関係会社株式評価損

35,961 千円

その他

19,804 千円

繰延税金資産小計

178,043 千円

評価性引当額

△115,567 千円

繰延税金資産合計

62,476 千円

(繰延税金負債)

土地圧縮積立金

△11,280 千円

有価証券評価差額金

△3,988 千円

繰延税金負債合計

△15,269 千円

繰延税金資産の純額

47,206 千円

## 〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称                          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係                                           | 取引の内容                                    | 取引金額                      | 科目             | 期末残高          |
|-----|---------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------|----------------|---------------|
| 子会社 | 南 放 セ ー ラ<br>ー 広 告 株 式<br>会 社   | 所有<br>直接100%        | 不動産賃貸<br>債務保証<br>担保の提供<br>役員の兼任<br>社員の役員<br>派遣・出向<br>など | 不動産賃貸収入<br>担保の提供<br>(注1)<br>債務保証<br>(注2) | 8,400<br>49,515<br>51,319 | 前受収益<br>—<br>— | 770<br>—<br>— |
| 子会社 | 株 式 会 社 M<br>D & ア ソ シ<br>エ イ ツ | 所有<br>直接100%        | 役員の兼任<br>社員の役員<br>派遣・出向<br>など                           | 資金の貸付                                    | 40,000                    | 短期貸付<br>金      | 40,000        |

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引先からの債務につき、担保の提供を行ったものであります。

(注2) 取引先からの債務につき、債務保証を行ったものであります。なお当該債務保証に対する保証料の受取はありません。

## 〔1株当たり情報に関する注記〕

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 428円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円12銭  |

## 〔重要な後発事象に関する注記〕

連結注記表[重要な後発事象に関する注記]に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

セーラー広告株式会社  
取締役会 御中

### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 誠  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー広告株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

セーラー広告株式会社  
取締役会 御中

### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 誠  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、事業報告（対処すべき課題）に記載のとおり、当事業年度において不適切な外注取引が確認され、社内調査委員会による調査が行われた件を除き、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、社内調査委員会の調査及びその提言を踏まえて策定される再発防止策が確実に実施され、実効的に運用されるよう、その内容及び有効性について注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月22日

セーラー広告株式会社 監査等委員会

|           |      |         |   |
|-----------|------|---------|---|
| 監査等委員（常勤） | 原  洸 | 定  夫    | ㊞ |
| 監査等委員     | 田  辺 | 真  由  美 | ㊞ |
| 監査等委員     | 福  川 | 盛  二    | ㊞ |

(注) 監査等委員田辺真由美及び福川盛二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。